

総量規制基準経過措置(ガス機関・ガソリン機関)

平成3年1月30日  
福岡県告示第195号

大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一の三一の項及び三二の項に規定するガス機関及びガソリン機関に対する大気汚染防止法第五条の二第一項及び第三項の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準(昭和五十一年十二月福岡県告示第千八百七十七号及び昭和五十二年十二月福岡県告示第千七百十四号)の適用について次のように定め、平成三年二月一日から施行する。

- 一 特定工場等において平成三年一月三十一日以前に設置の工事が着手されたガス機関又はガソリン機関については、平成三年七月三十一日までの間は適用しない。
- 二 平成三年一月三十一日以前に設置の工事が着手されたガス機関又はガソリン機関により新たに特定工場等となったものについては、平成三年七月三十一日までの間は適用しない。
- 三 ガス機関又はガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、適用しない。